# 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費
# 受領委任払い制度導入に関する説明会

令和８年２月27日（金）午後１時30分～

喬木村保健福祉課包括支援係
豊丘村健康福祉課介護保険係

# 受領委任払い制度

## １.受領委任払い制度とは

　介護保険における住宅改修費（介護予防を含む）の支給は、利用者が一旦費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付分（９～７割）の支払いを受ける「償還払い」を原則としています。

　これに対して「受領委任払い」は、住宅改修費の請求及び受領を利用者から施工事業者へ委任することで、住宅改修を行った際の利用者本人の支払い分を、かかった費用（介護保険適用部分）の１～３割で済むようにし、残りの９～７割の費用については、利用者の同意に基づき、保険者から施工事業者に直接支払うようにし、利用者の一時的な経済負担を軽減する制度です。

## ２．償還払い・受領委任払いのイメージ

### ・償還払い

①事前申請
②承認通知
③工事施工
④工事費総額支払い
⑤給付費支給申請
⑥給付費支給

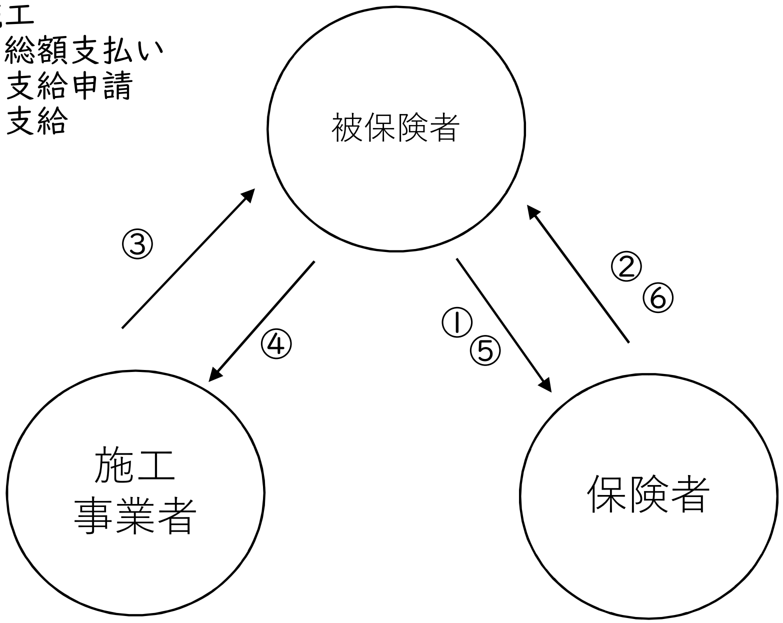


### ・受領委任払い

①事前申請
②承認通知
③工事施工
④自己負担分支払い
⑤給付費支給申請
⑥給付費支給

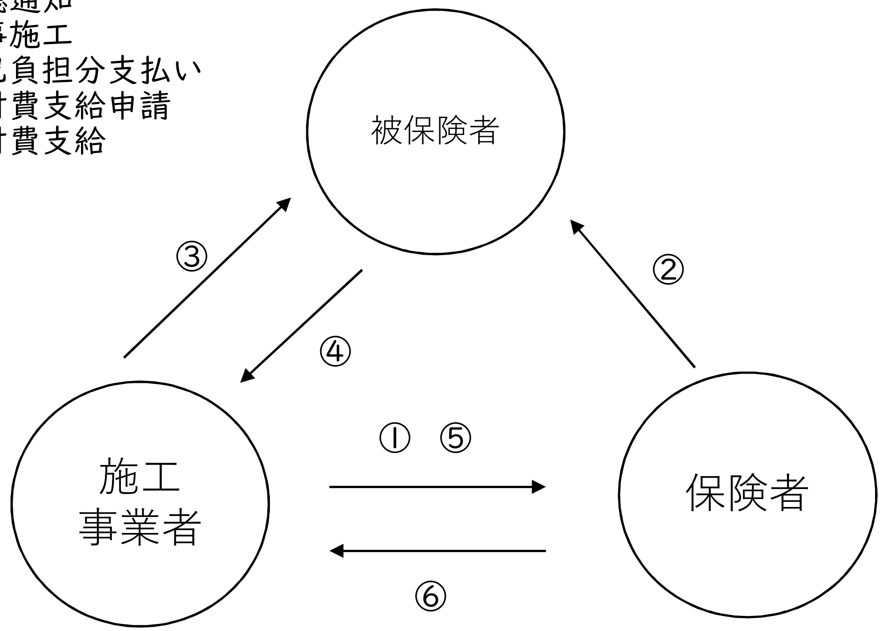

## ３．受領委任払いが利用できる方

・介護保険の要支援１・2、要介護１～5 の認定を受けている

・自宅で生活している（する）

・滞納した介護保険料または時効により徴収権が消滅した介護保険料がない

・給付制限を受けていない

（上の2項目について）不明な場合は保険者へ問い合わせ

・受領委任払いの利用について、工事業者の同意が得られている

## ４．住宅改修費（介護予防含む）受領委任払い制度の導入

・喬木村及び豊丘村では、介護保険の住宅改修費（介護予防含む）について令和８年４月１日※から受領委任払い制度を導入します。

※事前承認申請日が4/1以降のものから適用可

・引き続き「償還払い」も選択可能です。

・福祉用具購入費（介護予防含む）は引き続き「償還払い」のみの対応です。

# 介護保険の住宅改修

１．介護保険の住宅改修とは

　要支援１・２、要介護１～５の要介護認定を受けている方が自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部を支給します。介護保険の住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、手すりの取付け、床段差の解消等、被保険者の資産形成につながらないような比較的小規模なものが対象で、一般的な住宅のリフォーム工事とは異なります。要介護者等は、身体機能の低下によって日常生活動作が著しく不便、不自由な状況であり、転倒事故をはじめとする家庭内事故を招く危険性があります。介護保険における住宅改修は、家庭内事故を未然に防ぎ、自宅においての安心した生活を継続させて、家庭で介護する人の介護負担の軽減させる目的もあります。したがって、本人にとってより効果的な住宅改修を行うには、介護支援専門員（ケアマネジャー）など介護の知識を持った専門職と施工事業者との連携が必要となります。

２．対象者

（Ⅰ）介護保険の要支援１・2、要介護１～5 の認定を受けている方

（２）自宅で生活している（する）方

３．被保険者負担割合

サービスにかかった費用について、１割～3 割が自己負担となります。※給付制限等に注意。

## ４．支給限度額

　住宅改修（介護保険適用部分）にかかった費用のうち 20 万円までに対して、その 9 割～7 割を介護保険から支給します。支給限度基準額 20 万円の範囲内であれば、複数回利用することも可能です。また、すでに限度額を利用済みでも、次の場合はリセットされて、再度20 万円まで利用できます。

・転居した場合

・初回の工事の着工日時点から、「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合

　要支援１ →要介護３以上

　要支援２・要介護１→要介護４以上

　要介護２ →要介護５

## ５．住宅改修の種類

①手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的として設置するものが対象となります。

②段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室等の床のかさ上げ、式台を設置する工事等が対象となります。

③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面を滑りにくい舗装材へ変更する工事等が対象となります。

④引き戸等への扉の取り替え

　開き戸を、引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置・扉の開閉向きの変更等が対象となります。

⑤洋式便器等への便器の取り替え

　和式便器から洋式便器への取り替え、既存便器の位置や向きを変更する工事が対象となります。

＋その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる改修

①手すりの取り付けのための壁の下地補強・下地補強した部分にのみかかるクロスの張り替え

②浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床材変更のための下地補強や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤の整備

④扉の取り替えに伴う枠または柱の改修工事

⑤便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものは除く）、便器の取り替えに伴う床材の変更

## ６．住宅改修の手順

①被保険者が住宅改修を希望

住宅改修を希望する被保険者や家族からケアマネジャー・施工事業者等への相談（もしくはケアマネジャー・施工事業者からの提案）などにより、介護保険給付による住宅改修を行う方針を立て内容を検討します。

②保険者への事前申請

被保険者は工事内容を確認し必要書類を揃え、保険者に事前申請をします。

※受領委任払いの場合…請求及び保険給付の受領が施工事業者に委任される形をとるので、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前承認申請書(受領委任払用)」を使用し、施工事業者が保険者に事前申請をします。

| 事前申請に必要な書類 | |
|---|---|
| 申請書 | 「償還払い」と「受領委任払い」で申請書の様式が異なります。 |
| 理由書 | ケアマネジャー等有資格者が作成したものを提出してください。 |
| 見積書 | 介護保険の対象となる各工事箇所の内訳が分かるように作成してください。 |
| 改修前の写真及び図面 | 改修を行う全ての箇所の写真及び図面が必要です。 写真には日付を入れてください。段差解消は、段差箇所にスケールをあてる等して撮影し、施工前と施工後でどのくらい段差が解消されるか分かるようにしてください。 |
| 住宅改修の承諾書 | 改修を行う予定の住宅の所有者が被保険者本人以外の場合は、所有者の承諾書が必要となります。 |

③事前申請の審査

　提出された書類を審査します。審査に時間を要する場合がありますので、施工予定日に対して余裕を持って早めに申請してください。審査結果については通知をします。事前申請の内容が承認された後に工事を行ってください。承認を受けずに行った工事は給付対象外となります。

④工事着工

　被保険者の身体状況にも十分考慮しながら工事を進めてください。

　工事着工にあたり、事前申請の内容（工事内容・箇所・工事費）に変更が生じた場合は、工事着工前に速やかに保険者へご連絡ください。

⑤工事後支給申請（完了報告）

　工事完了後、必要な書類を揃え、保険者に支給申請（完了報告）をします。

　※受領委任払いの場合…請求及び保険給付の受領が施工事業者に委任される形をとるので、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)」を使用し、施工事業者が保険者に支給申請をします。

| 支給申請に必要な書類 | |
|---|---|
| 申請書 | 「償還払い」と「受領委任払い」で申請書の様式が異なります。 |
| 領収書 | 被保険者本人（フルネーム）宛の施工事業者発行の領収証の原本。（その場で領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば写しで可）<br>本人以外宛てに発行する場合は、但し書き欄に「○○様分の介護保険住宅改修費として」のように、被保険者本人のフルネームが確認できるように記入してください。 |
| 工事費内訳書 | 介護保険の対象となる各工事箇所の内訳が分かるように作成してください。<br>工事前申請の際に提出した見積書と同じ内容であっても、実際に工事した費用の内訳書の提出は必要になります。 |
| 改修前後の写真 | 改修を行った全ての箇所の写真が必要です。 写真には日付を入れてください。<br>段差解消は、段差箇所にスケールをあてる等して撮影し、施工前と施工後でどのくらい段差が解消されたか分かるようにしてください。 |

## ７．住宅改修費の支給

支給申請（完了報告）から支給までは２～３ヶ月程度かかります。

・<u>受領委任払いの場合</u>

介護保険対象工事分の１割～３割を被保険者が施工事業者に支払い、残りの７割～９割を保険者から施工事業者へ支払います。

例：負担割合が１割の被保険者で、介護保険支給対象工事費総額２０万円の工事を行う場合（給付額１８万円）

①事前申請
②承認通知
③工事施工
④工事費20万円より支給額18万円を除いた、2万円のみ支払い
⑤給付費18万円の支給申請
⑥18万円の支給

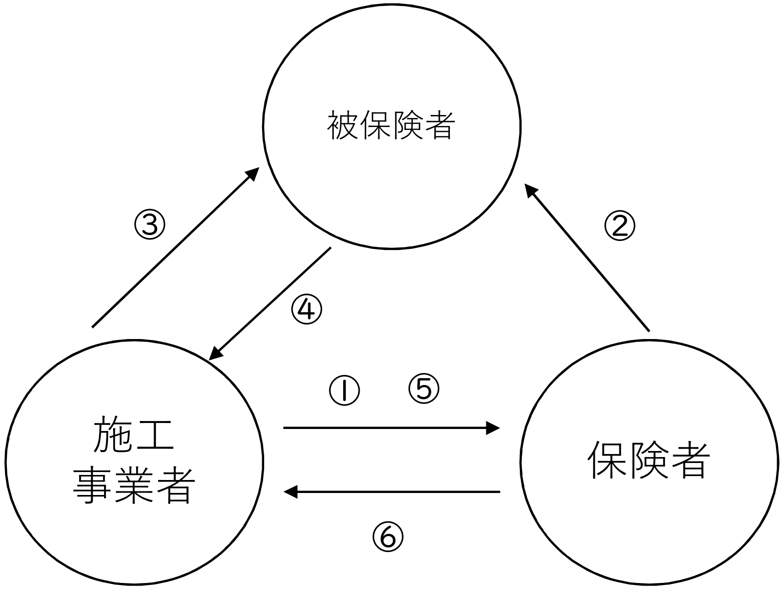

・<u>償還払いの場合</u>

　被保険者が改修にかかった費用の全額を施工事業者に一旦支払い、その後、完了報告を提出して支給が決定されると、保険者から支給対象工事費用の９～７割分を指定口座に振込む。

例：負担割合が１割の被保険者で、介護保険支給対象工事費総額２０万円の工事を行う場合（給付額１８万円）

①事前申請
②承認通知
③工事施工
④工事費総額20万円の支払い
⑤給付費18万円の支給申請
⑥18万円の支給

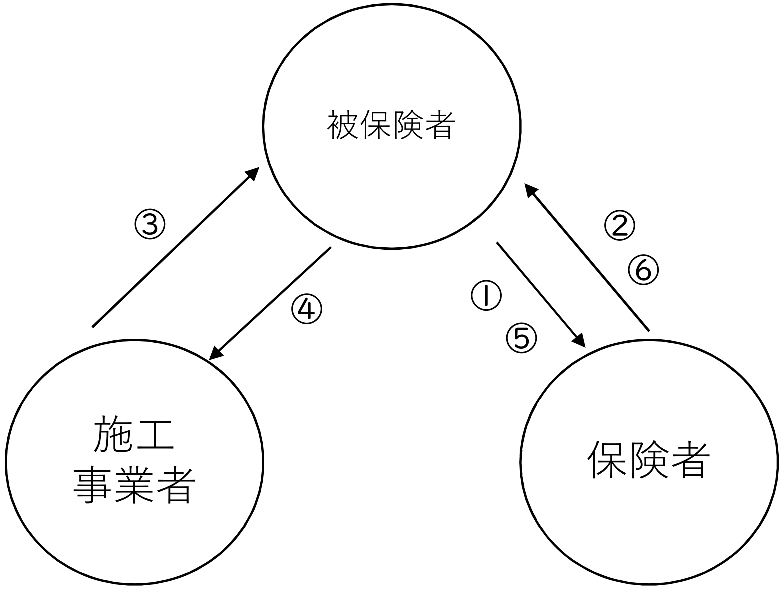

## ８．給付額の算出について

総工事費（税込）に対して給付額を算出し、総工事費から介護保険支給額を控除して自己負担額（領収証の額）を算出します。

※事例は負担割合が 1 割（保険給付割合が 9 割）で支給限度基準額が 20 万円とする。

例Ⅰ：工事費総額 165,655 円（保険対象工事費総額 165,655 円）の場合

165,655×0.9＝149,089.5 （小数点以下は切り捨て）

保険給付額 149,089 円

自己負担額 165,655 円－149,089 円＝16,566 円

例２：工事費総額 265,000 円（保険対象工事費総額 265,000 円）の場合

【×】

265,000 円×0.9＝238,500 円

保険給付額 238,500 円

自己負担額 265,000 円－238,500 円＝26,500 円

【〇】

200,000 円×0.9＝180,000 円

保険給付額 180,000 円

自己負担額 265,000 円－180,000 円＝85,000 円

例３：工事費総額 265,000 円（保険対象工事費総額 165,655 円）の場合

165,655 円×0.9＝149,089.5 （小数点以下は切り捨て）

保険給付額 149,089 円

自己負担額 265,000 円－149,089 円＝115,911 円

# 実施要綱・申請書様式等の提供

３月下旬を目途に、各保険者ホームページに実施要綱・申請書様式・今回の説明会資料等を掲載します。ダウンロードしてご活用ください。

・喬木村　https://www.vill.takagi.lg.jp/doc/2026022400022/

・豊丘村　豊丘村ホームページトップ≫くらしの情報≫介護保険≫介護サービス ページ内
https://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp

# お願い

・最近、提出される申請書で未記入箇所が散見されます。記入の上で提出ください。

【未記入の多い箇所】

申請日欄、各金額欄、着工・完成予定日欄

・今回の説明会の内容は事業所内で情報共有してください。

・「受領委任払い制度」のお問い合わせやご相談は以下までお願いします。

【喬木村】保健福祉課包括支援係　TEL：0265-33-1120　Email：kaigo@vill.takagi.lg.jp

【豊丘村】健康福祉課介護保険係　TEL：0265-35-9064　Email：houkatsu@vill.nagano-toyooka.lg.jp

# 質疑応答

　ご多用の中、説明会にご出席いただきありがとうございました。今後も介護保険の健全な運営にご理解ご協力をお願いいたします。

喬木村保健福祉課包括支援係・豊丘村健康福祉課介護保険係